

男性労働者の育児休業取得率等の公表について

育児・介護休業法では、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが、従業員が1,000人を超える企業の事業主に義務付けられています。

2025年4月1日に施行された、育児・介護休業法の改正により、**従業員が300人超1,000人以下の企業にも公表が義務付けられた**ことから、東京商工会議所では男性労働者の育児休業等の取得割合について、以下の内容を公表します。

育児休業等の取得割合

育児休業等をした男性労働者の数

配偶者が出産した男性労働者の数

67%

※上記取得割合は、2024年度（2024年4月～2025年3月）における実績を基に算出しております。

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業